

いろいろな納付方法について確認しましょう

確定申告のシーズンですね。申告が必要な方はもう終わりましたか？申告して税金の還付を受ける人もいれば、税金を納付する必要がある人もいらっしゃると思います。今回はいろいろな納付の仕方について確認してみましょう。

岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携のライオン橋税理士法人パートナー税理士。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



国税にはどんな納付方法があるのでしょうか？

【現金納付】

こちらが最もベーシックな方法で、現金に納付書を添えて納期限までに金融機関または所轄税務署で納付する方法です。

【振替納税】

所得税等や個人事業者の消費税および地方税のみに利用できる方法です。納税者自身の名義の預貯金口座から国税庁が定める振替日に口座引落しを行い納付します。

振替納税を利用する場合には納期限までにe-Taxまたは書面にて預貯金口座振替依頼書を提出する必要があります。



なお、令和5年分の確定申告にかかる振替納税日は所得税等は令和6年4月23日。消費税お

よび地方消費税は令和6年4月30日。振替日にもし残高が不足しているなどで引落しができなかった場合は、納期限(所得税は3月15日、消費税は4月1日)の翌日から完納の日までの延滞税を納付する必要があります。

【ダイレクト納付】

事前にe-Taxの開始手続きを行ったうえで税務署にダイレクト納付利用届出書を提出することで納税者自身の名義の預貯金口座から、即時に、または指定した期日に口座引落しを行い、納付する方法です。

ダイレクト納付が可能となるまでに、e-Tax提出であれば1週間程度、書面提出であれば1カ月程度要します。



【インターネットバンキングによる納付】

インターネットバンキングやATMから納付する方法です。こちらも事前にe-Taxの利用開始手続きを行ったうえで次のいずれかを行います。

① e-Taxに納付情報を登録することで発行される納付区分番号を使用し、電子納税する(登録方式)。

② 納付区分番号に相当する番号(納付目的コード)をご自身で入力し、電子納税する(入力方式)。

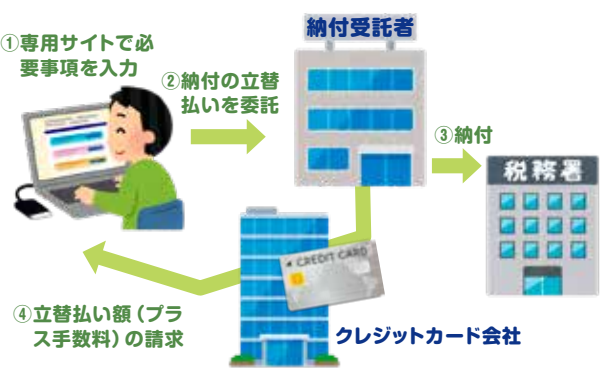


【クレジットカード納付】

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付する方法です。こちらは納税額のほかに納付税額に応じた決済手数料がかかります。また領収証書も発行されません。

振替納税を選択されている方がクレジットカード納付を希望

する場合は一定の期日(国税庁HP参照のこと)までに振替納税による引落しがされないようあらかじめ所轄税務署に連絡する必要があります。



【スマホアプリ納付】

インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」からスマホアプリ決済を利用して納付する方法です。

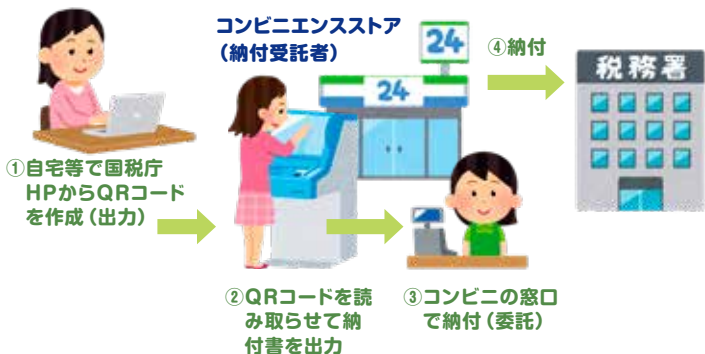
ただし、次のことに注意する必要があります。

① 納付できる金額は30万円以下
② 事前にPay払いの残高のチャージが必要
こちらは決済手数料不要です。ただしクレジットカード納付と同様で領収証書の発行はされません。
振替納税を選択されている方がスマホアプリ納付を希望する場合はクレジットカード納付と同様に一定の期日(国税庁HP参照のこと)までに振替納税による引落しがされないようあらかじめ所轄税務署に連絡する必要があります。

【コンビニ納付(QRコード)】

国税庁ホームページで提供するシステムから納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアで納付する方法です。こちらもスマホアプリ決済と同様で納付できる金額が30万円以下であることに注意が必要です。

こちらも領収証書は発行されません。ただし払込金受領証は



発行されます。

国税にはさまざまな納付方法があります。状況によって最適な納付方法を選択し、期限内に納付を済ませるようにしてください。

今回は国税の納付方法でしたが、地方税にも現金納付以外の方法がありますので気になる方はe-TAXサイトなどで確認してみてくださいね。